

公益社団法人あわら市シルバー人材センター安全・適正就業基準

(目的)

第1条 この安全・適正就業基準は、公益社団法人あわら市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う事故を未然に防止し、安全・適正に就業ができる事項を定めることを目的とする。

(会員の遵守義務)

第2条 会員は、就業しようとするときは、この基準を遵守し、あらゆる事故の発生防止に努めなければならない。

(安全・適正就業心得)

第3条 会員は、就業に当たっては、次の安全・適正就業心得を守り、作業に従事しなければならない。

- (1) 作業は、安全第一を心掛け、急いだり慌てたりしないこと。
- (2) 器具類は、使用する前に必ず点検すること。
- (3) 服装・履物は、作業に合った動きやすいものにすること。
- (4) 作業前には、準備体操をして体をほぐすこと。
- (5) 加齢による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと。
- (6) 作業現場では、常に整理整頓を心掛けること。
- (7) 共同作業では、合図、連絡を正確に行うこと。
- (8) 帰宅するまでは仕事のうち、道路交通法を遵守し交通事故に気を付けること。
- (9) 健康には、常に注意し、健康な状態で就業すること。
- (10) 仕事の前日は、十分睡眠を取るよう心掛けること。

(作業別安全・適正就業基準)

第4条 会員は、植木剪定・塗装・清掃等の作業に従事する場合は、別

途定める作業別安全・適正就業基準を守り、安全・適正就業に努めなければならない。

- 2 就業中の事故で傷害保険適用の事故にいたった場合は、別紙第1のとおり就業を規制する。

ただし、理事会で審議し理事長が指示する。

(安全保護具)

第5条 会員は、作業内容によっては、保護帽（ヘルメット）を着用するとともに必要に応じ安全帯を使用すること。

- 2 会員は、前項のほか安全面で保護する必要がある作業に従事する際は、作業別安全・適正就業基準等に定める安全保護具を着用し、当該作業に従事しなければならない。

- 3 第1項若しくは第2項の規定に違反があった場合には、安全・適正就業委員会で審議し、理事長が指示する。

(交通災害の防止)

第6条 会員は、仕事場との往復時は、交通ルールを守るとともに交通事故に注意しなければならない。

特に、自転車やオートバイにあたっては、十分注意し運転しなければならない。

- 2 会員は、路上での作業に際しては、交通ルールを守るとともに帽子・腕章を着用するなど、交通事故に注意し、作業に従事しなければならない。

(作業環境の確認)

第7条 会員は、就業現場の環境が安全衛生面において、安全であるかどうかを確認してから、作業に着手しなければならない。

(標識の設置)

第8条 会員は、通行人等に対し危険と思われる作業を行うときは、

作業中であることが分かる標識を設置し、事故の防止に努めなければならない。

(器具類の使用)

第9条 会員は、器具類を使用する場合は、正しい取扱い方法により作業すること。

2 会員は、就業に使用する器具類については、必ず作業前に点検し、安全を確認するとともに定期的に点検を実施しなければならない。

3 会員は、点検において、不良箇所を発見したときは、その器具を使用してはならない。その際、器具がセンターの備品である場合は、直ちにセンターに報告しなければならない。

(健康管理)

第10条 会員は、常に健康の維持管理に努め健康診断は進んで受けなければならない。

2 会員は、常に疲労が蓄積しないように、休養を十分取るよう心掛けなければならない。

(報告義務)

第11条 会員は、仕事場との往復時や就業中にケガをしたとき又は体に異常を感じたときは、直ちに共同作業中の者又は本人がセンターに連絡し、応急措置を採るようにしなければならない。

(その他)

第12条 会員は、この基準に定める以外に、安全・適正に就業ができる事項がある場合には、それに従い作業に従事しなければならない。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

別添のとおり

附 則

この基準は、平成 24 年 8 月 28 日から施行する。

別表第 2 (第 5 条関係)

別添のとおり

別表第1 (第4条関係)		
区分	内容等	備考
就業中の事故で傷害保険適用事故に至った場合	1 5日以上の通院・・・完治後1週間の就業停止	書類による通知(別記様式第1号)
	2 入院1日以上20日未満・・・完治後2週間の就業停止	書類による通知(別記様式第2号)
	3 入院20日以上30日未満・・・完治後1ヶ月間の就業停止	書類による通知(別記様式第3号)
	4 入院30日以上・・・完治後2ヶ月間以上の就業停止	書類による通知(別記様式第4号)

様式第1号(第4条関係)	
令和 年 月 日	
会員No.	
会員氏名:	
通 知 書	
下記のとおり就業中に傷害保険適用の事故に至った為、完治後1週間の就業を停止します。	
傷害の内容	
事故発生日時	
事故発生場所	
事故発生の要因	
完治した日 令和 年 月 日 ()	
就業停止期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
公益社団法人あわらしシルバー人材センター 理 事 長 ㊟	

様式第2号(第4条関係)	
令和 年 月 日	
会員No.	
会員氏名:	
通 知 書	
下記のとおり就業中に傷害保険適用の事故に至った為、完治後2週間の就業を停止します。	
傷害の内容	
事故発生日時	
事故発生場所	
事故発生の要因	
完治した日 令和 年 月 日 ()	
就業停止期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
公益社団法人あわらしシルバー人材センター 理 事 長 ㊟	

様式第3号(第4条関係)	
令和 年 月 日	
会員No.	
会員氏名:	
通 知 書	
下記のとおり就業中に傷害保険適用の事故に至った為、完治後1ヶ月の就業を停止します。	
傷害の内容	
事故発生日時	
事故発生場所	
事故発生の要因	
完治した日 令和 年 月 日 ()	
就業停止期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
公益社団法人あわらしシルバー人材センター 理 事 長 ㊟	

様式第4号(第4条関係)	
令和 年 月 日	
会員No.	
会員氏名:	
通 知 書	
下記のとおり就業中に傷害保険適用の事故に至った為、完治後2ヶ月間以上の就業を停止します。	
傷害の内容	
事故発生日時	
事故発生場所	
事故発生の要因	
完治した日 令和 年 月 日 ()	
就業停止期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
公益社団法人あわらしシルバー人材センター 理 事 長 ㊟	

別表第 2（第 5 条関係）

安全保護具等を装着してない時のペナルティ

趣 旨

会員が、刈払機を使用して作業を行ったり、植木等の剪定や整枝及び伐採、雪吊り・雪囲い等の作業をする場合には、公益社団法人あわら市シルバー人材センター安全・適正就業基準及び作業別安全・適正就業基準で定められた安全保護具等を装着しなければならない。安全・適正就業推進員が違反者を発見した場合は、安全・適正就業委員長に報告し、様式 1 の警告書、様式 2 の通告書（イエローカード）を発行し、さらに聞き入れてもらえない場合は様式 3 の違反書（レッドカード）を発行し、就業を規制する。

1. 警告書

安全保護具等を装着していなかったことを注意し、再度、安全保護具等を装着しなかったときは、様式 2 の通告書（イエローカード）を出す旨を告げ、様式 1 の警告書を発行する。

2. 通告書（イエローカード）

様式 1 の警告書を受けた会員が、再度、安全保護具等を装着しなかったときは、様式 2 の通告書（イエローカード）を発行し、就業を 1 週間停止する。

3. 違反書（レッドカード）

様式 2 の通告書（イエローカード）を受けた会員が、安全保護具等を装着しなかった回数が 3 回目の場合は、様式 3 の違反書（レッドカード）を発行し、就業を 1 か月間停止する。

4. 1 の警告書の発行は安全・適正就業委員長が、2 の通告書（イエローカード）、3 の違反書（レッドカード）の発行は理事長が行う。

◎ 安全保護具等を装着しなければならない作業

除草（刈払機）作業	剪 定 作 業	雪吊り・雪囲い作業
保護帽（ヘルメット）	保護帽（ヘルメット）	保護帽（ヘルメット）
長袖の衣服	長袖の衣服	長袖の衣服
作業に適した履物	作業に適した履物	作業に適した履物
手袋	手袋	手袋
保護眼鏡	安全帯（高所作業者）	安全帯（高所作業者）

様式 1

令和 年 月 日

会員氏名； _____

警 告 書

下記の安全保護具等が未着装（未使用）ですので、作業するときは、必ず安全保護具等を着装してください。次に安全保護具等を装着してなかった場合は、通告書（イエローカード）を発行します。

	保護帽（ヘルメット）		長袖の衣服		手袋
	作業に適した履物		保護眼鏡		安全帯

*確認 日・・・令和 年 月 日（ ）午前・午後 時 分

公益社団法人あわら市シルバー人材センター
安全・適正就業委員会委員長

Ⓜ

【事務局控】

令和 年 月 日

会員氏名； _____

警 告 書

下記の安全保護具等が未着装（未使用）ですので、作業するときは、必ず安全保護具等を着装してください。次に安全保護具等を装着してなかった場合は、通告書（イエローカード）を発行します。

	保護帽（ヘルメット）		長袖の衣服		手袋
	作業に適した履物		保護眼鏡		安全帯

*確認 日・・・令和 年 月 日（ ）午前・午後 時 分

様式 2

令和 年 月 日

会員氏名； _____

通 告 書 (イエロカード)

令和 年 月 日、安全保護具等を装着していなかったため、警告書を発行しましたが、今回も下記の安全保護具等が未着装（未使用）でしたので、今回は通告書（イエロカード）を発行し、下記の期間、就業を停止します。

次に安全保護具等を装着していないことを発見した場合には、違反書（レッドカード）を発行することになりますので、作業するときは必ず安全保護具等を装着してください。

	保護帽（ヘルメット）		長袖の衣服		手袋
	作業に適した履物		保護眼鏡		安全帯

*確認 日・・・令和 年 月 日（ ）午前・午後 時 分

*就業停止期間・・・令和 年 月 日（ ）から

令和 年 月 日（ ）までの1週間

公益社団法人あわら市シルバー人材センター

理事長

ⓐ

【事務局控】

令和 年 月 日

会員氏名； _____

通 告 書 (イエロカード)

令和 年 月 日、安全保護具等を装着していなかったため、警告書を発行しましたが、今回も下記の安全保護具等が未着装（未使用）でしたので、今回は通告書（イエロカード）を発行し、下記の期間、就業を停止します。

次に安全保護具等を装着していないことを発見した場合には、違反書（レッドカード）を発行することになりますので、作業するときは必ず安全保護具等を装着してください。

	保護帽（ヘルメット）		長袖の衣服		手袋
	作業に適した履物		保護眼鏡		安全帯

*確認 日・・・令和 年 月 日（ ）午前・午後 時 分

*就業停止期間・・・令和 年 月 日（ ）から

令和 年 月 日（ ）までの1週間

様式 3

令和 年 月 日

会員氏名； _____

違 反 書（レッドカード）

令和 年 月 日、安全保護具等を装着していなかったため、通告書（イエロカード）を発行しましたが、今回も下記の安全保護具等が未着装（未使用）でしたので、今回は違反書（レッドカード）を発行し、下記の期間、就業を停止します。

	保護帽（ヘルメット）		長袖の衣服		手袋
	作業に適した履物		保護眼鏡		安全帯

*確認日・・・令和 年 月 日（ ）午前・午後 時 分

*就業停止期間・・・令和 年 月 日（ ）から

令和 年 月 日（ ）までの1か月間

公益社団法人あわら市シルバー人材センター

理事長

Ⓜ

【事務局控】

令和 年 月 日

会員氏名； _____

違 反 書（レッドカード）

令和 年 月 日、安全保護具等を装着していなかったため、通告書（イエロカード）を発行しましたが、今回も下記の安全保護具が未着装（未使用）でしたので、今回は違反書（レッドカード）を発行し、下記の期間、就業を停止します。

	保護帽（ヘルメット）		長袖の衣服		手袋
	作業に適した履物		保護眼鏡		安全帯

*確認日・・・令和 年 月 日（ ）午前・午後 時 分

*就業停止期間・・・令和 年 月 日（ ）から

令和 年 月 日（ ）までの1か月間